

船舶事故調査報告書

平成29年9月14日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根 本 美 奈

事故種類	漕手死亡
発生日時	不明（平成29年5月7日 13時20分ごろ～15時20分ごろの間）
発生場所	北海道千歳市支笏湖 恵庭岳山頂（1,320m）から真方位096°6,160m付近 （概位 北緯42°47.2′ 東経141°21.6′）
事故の概要	手漕ぎボート（船名なし）は、漕手2人が落水して死亡した。
事故調査の経過	平成29年5月9日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、両人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	手漕ぎボート（船名なし）、総トン数なし なし、個人所有 約2.5m×約1.5m×約0.3m、ゴム 機関なし、不詳
乗組員等に関する情報	漕手A 男性 46歳 漕手B 男性 31歳
死傷者等	死亡 2人（漕手A及び漕手B）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西南西、風力 4、視界 良好、気温 約12℃ 水象：水温 約5℃ 札幌管区気象台は、千歳市に5月7日03時30分強風注意報を発表し、19時35分に解除した。 支笏湖畔地域気象観測所は、12時30分西北西の風、最大瞬間風速13.5m/sを観測した。
事故の経過	本船は、漕手A及び漕手Bの2人が乗り、平成29年5月7日07時00分ごろ、釣りをを行うため、支笏湖南西部の美苗キャンプ場付近から湖に出た。 漕手Bは、13時20分ごろ、風が強くてボートが岸に戻れないと千歳市消防本部に119番通報を行った。

	<p>北海道警察は、千歳市消防本部から捜索の要請を受け、同警察航空隊のヘリコプターを出動させて捜索していたところ、15時20分ごろ美笛キャンプ場から北東方約10kmの湖面で無人の本船を発見した。</p> <p>漕手Aは、8日10時30分ごろ北海道の防災ヘリコプターにより、漕手Bは、11時40分ごろ北海道警察の潜水士により、それぞれ本船発見場所の東方の湖面で発見された。</p> <p>漕手A及び漕手Bは、共に死因が溺水で、死亡推定時刻が7日14時00分ごろと検案された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図 参照)</p>								
<p>その他の事項</p>	<p>漕手A及び漕手Bは、各々釣りに行くとき家族に伝え、7日05時00分ごろ漕手Aが運転する車で漕手Bの自宅を出発した。</p> <p>本船は、ゴム製の2人乗りで、発見時は転覆していなかったが、釣り具などは残されていなかった。</p> <p>本船に損傷はなかった。</p> <p>漕手A及び漕手Bは、発見時、救命胴衣を着用していた。</p> <p>漕手Aの車が、湖畔の美笛キャンプ場近くで発見された。</p> <p>支笏湖の遊覧船(総トン数8トン)は、強風により7日の全18便を運休した。</p> <p>IMO及びICAOが作成した「国際航空海上捜索救助マニュアル(IAMSAR Manual)」によれば、通常衣類着用の場合、次のとおり記載されている。</p> <table border="1" data-bbox="620 1193 1267 1368"> <thead> <tr> <th>水温(°C)</th> <th>生存可能時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2～4</td> <td>1.5時間未満</td> </tr> <tr> <td>4～10</td> <td>3時間未満</td> </tr> <tr> <td>10～15</td> <td>6時間未満</td> </tr> </tbody> </table>	水温(°C)	生存可能時間	2～4	1.5時間未満	4～10	3時間未満	10～15	6時間未満
水温(°C)	生存可能時間								
2～4	1.5時間未満								
4～10	3時間未満								
10～15	6時間未満								
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>あり</p> <p>漕手A及び漕手Bの死因は、溺水であった。</p> <p>本船は、漕手Bが、7日13時20分ごろに119番通報を行い、15時20分ごろ美笛キャンプ場から北東方約10kmの湖面で無人の状態で見つめられたことから、この間において、漕手A及び漕手Bが、それぞれ落水したものと考えられるが、落水した状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>漕手A及び漕手Bは、落水して溺水したものと考えられるが、溺水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>								
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、支笏湖南西部の美笛キャンプ場付近を発した後、漕手A及び漕手Bが落水したことにより発生したものと考えられ</p>								

	る。
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・手漕ぎボート等で釣りをを行う場合、事前に気象情報を入手し、強風などが予想される際には、出航を見合わせる事。・水温が低い場合には、生存可能時間も短くなることに留意すること。

付図1 事故発生場所概略図

